

空港施設に求められる国家安全保障上の基本的要請
(要 点)

拓殖大学大学院教授 森本 敏

- 1、 我が国の安全保障の観点から空港施設に特別の要請が求められる事態を一般的な形で分類すれば、
 - (1) 平常時の場合(大規模災害、大規模治安事態を含む)
 - (2) 各種の緊急事態(テロ・ハイジャック・ミサイルや核兵器など大量破壊兵器による攻撃、大規模領空侵犯、空港施設破壊、要人暗殺・拉致問題、間接侵略など)あるいは、我が国周辺地域における紛争事態・大規模災害などの緊急事態が発生した場合
 - (3) 有事事態(武力攻撃事態及び、その恐れある場合を含む)の場合に要約される。

- 2、 上記の場合に空港施設に求められる基本的な要請とは、国家・国家機関や自治体が各種事態の状況に応じて対応する上で、空港施設の臨時的使用を要求したり、要請する場合の内容のことであるが、その内容とは一般的に言えば、以下の通り。

ただし、これらの場合に国家等は事前に手続きを経て空港施設管理者と協議し、協力を得ることが求められるが、緊急やむをえない場合はこの限りではない。他方、空港施設管理者としては、空港施設の持つ公共性・公益性に鑑み、国家等が安全保障上から求める要請に対しては可能な限り優先的配慮を払うことが期待される。

 - (1) 空港施設の一部に対する一時的使用(防空部隊・警備部隊の展開や災害救助部隊の展開及び、それに伴う基本的役務を含む)
 - (2) 指揮管理通信・運用機能の一時的・部分的使用
 - (3) 緊急避難基地・緊急避難場所・緊急着陸基地としての一時使用
 - (4) 代替飛行場としての一時使用
 - (5) 補給倉庫・整備施設・輸送等のための根拠基地としての一時使用
 - (6) 日米地位協定に基づく米軍による使用、あるいは国際約束に基づく他国軍の緊急展開基地としての使用

- 3、 空港の民営化によって、前項のような空港施設に求められる国家の安全保障上の要請に応じる場合に、重大な阻害・制約が発生することを防ぐため、空港法に基づく措置が必要である。その措置には民営化に際して「政府は安全保障上必要がある場合、空港施設を優先的に使用できるよう所要の制約を行うことができる」旨の条件を付加しておくという方法もある。

この場合の「制約」とは、あくまで国家の安全保障上、やむを得ざる事態が発生した場合に、空港を臨時的に、あるいは一時的に使用する際、その公共性・公益性に鑑み、深刻で重大な支障が発生しないように法律に基づいて未然に防止・排除するための措置である。これを空港会社に投入される資本（資本規制）によって行うか、あるいは空港施設の管理運営の態様・使用形態（供用規程）によって行うかという問題がある。

いずれにしても、かかる空港施設を国家等が一時的であれ使用しなければならないような事態とは、いわば非常時であり、そのような場合でも国家と国民の安全を確保するために貴重な空港施設を使用するわけであるから、使用するに当たって重大な支障が起こることのないよう、平常時から十分な法的・行政的措置を講じておくことは、国家・政府の責務である。かかる観点から、前述の「制約」については、大口資本規制を行って内外の資本投資によってもたらされる有り得べき支障を未然に防止し、さらに、空港供用規程等についても空港管理者が空港の使用・利用について使用側に対し、「不平等な取扱い」をしないよう、十分配慮したマネジメントを行い得るような法令に基づく措置を講ずることが適当と考える。